

2004年1月30日
(平成16年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

市税収納管理事務、滞納整理業務、滞納処分業務、国民健康保険料滞納処分業務におけるコンピュータの処理及びコンピュータの結合について（答申）

2004年（平成16年）1月26日付けで諮問（第125号）された市税収納管理事務、滞納整理業務、滞納処分業務、国民健康保険料滞納処分業務におけるコンピュータの処理及びコンピュータの結合について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例第16条の規定によるコンピュータ処理の必要性があると認める。
- (2) 同条例第17条の規定によるコンピュータ結合の必要性があると認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ処理及びコンピュータ結合の必要性及び安全対策は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

現在、税の滞納整理業務は、IT推進課にあるホストコンピュータによる税務オンラインシステムのサブシステム「納税管理システム」により行っている。しかし、増加する滞納件数に対応し、滞納整理の効率化を図るため、クライアントサーバー方式の新滞納管理システムに移行し、未収金の回収向上を目指すものである。また、この新滞納管理システムにおいては、税と料との連携強化を図るため、国民健康保険システムのサブシステム「滞納管理システム」の中の「滞納整理票及び経過記録」情報を定期的に新滞納管理システムに取り込むとともに、国民健康保険料滞納処分業務においても、税の情報を利用するものである。

なお、税と国民健康保険との連携における個人情報（本人以外のもの）からの収集及び目的外利用については、法令等の定めに基づき相互に利用するものである。

(2) コンピュータ処理の必要性について

ア 必要性

現行のホストコンピュータによる税務オンラインシステムのサブシステム「納税管理システム」の部分を納税課のサーバーによる新滞納管理システムに移行する必要がある。具体的な理由としては、以下のとおりである。

滞納整理事務については、平成4年度から稼働しているホストコンピュータによる税務オンラインシステムを利用して、滞納者の課税、収納情報の個別情報を把握し、電話催告を中心とした折衝・税務調査・滞納処分等の業務を行っている。しかし、最近の複雑・多様化する滞納案件に対応するためには、現行の「納税管理システム」では困難になってきている。また、平成10年を境に、滞納件数の増加傾向が顕著になり、滞納整理にかかる日々の事務量も比例して増加してきている。これらの不具合に対応するためには、システムの改修・開発が必要不可欠であるが、現行の汎用システムを改修するのでは限界があることから、きめ細かい対応が可能であるクライアントサーバー方式のシステムに切り替える必要がある。

イ 移行させる個人情報の範囲

滞納繰越分徴収簿、市税滞納整理票及び経過記録、滞納繰越納税者索引簿、差押調書、差押解除・決裁書、執行停止決議書及び不納欠損リストに記録されている個人情報

(3) コンピュータ結合の必要性について

ア 現在、税と料の滞納者情報の調査は、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条の規定により、それぞれの担当者が相手方部署に出向き、担当者に聞き取り調査を行っている。その調査件数は、税から国民健康保険に対する調査が年間600件以上、国民健康保険から税に対する調査が年間400件以上と相当の件数に上り、これにかかる事務量も増加していることから、新滞納管理システムに国民健康保険の滞納整理情報を定期的に取り込む必要がある。具体的には、税側において国民健康保険の情報を利用する、国民健康保険側で新滞納管理システムのクライアントを2台セットし、税の情報を利用するといった方法で連携を強め、効率的な徴収を図るものである。

イ 結合する個人情報の範囲

国民健康保険料の滞納者に関する滞納整理票及び経過記録に記録されている個人情報

(4) 安全対策について

本業務を行うにあたっては、「藤沢市新滞納管理システム業務取扱要領」を定めるとともに、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市セキュリティポリシー」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し、本業務における個人情報の保護及び安全対策を図る。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、コンピュータ処理及びコンピュータ結合について認めるものである。

(1) コンピュータ処理の必要性

複雑・多様化する滞納案件に対応するためには、夜間、休日の対応が可能であり、複数の画面を展開し、市民への対応が迅速にできるなどのきめ細かい対応が可能であるクライアントサーバー方式のシステムに切り替える必要性があると認められる。

(2) コンピュータ結合の必要性

効率的な徴収を図るために、新滞納管理システムに国民健康保険の滞納整理情報を定期的に取り込む必要性は認められる。なお、事務を執行するに当たっては、原則として、それぞれの担当部署において基礎的な調査を行ったうえで、滞納者等との交渉等を円滑に進めるために必要と認められる情報を、必要な時に限りコンピュータ画面より収集し、その処理経過を記録することから、登録事務の目的において必要最小限の個人情報を取り扱うものと認められる。

(3) 安全対策

「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市セキュリティポリシー」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「藤沢市新滞納管理システム業務取扱要領」を遵守し処理するため、安全対策上の配慮がなされると認められる。

以 上